

江戸川区 町会・自治会 ハンドブック 別冊 用語集



令和8年4月

目次

あ

- (あ)青い羽根募金(水難救済)
- (あ)明るい選挙推進委員の推薦

か

- (か)街路灯・照明灯
- (か)環境をよくする地区協議会
- (き)共同募金(赤い羽根)
- (く)くすのきクラブ
- (く)区政功労者表彰(江戸川区表彰
条例に基づく表彰)
- (く)区民運動会
- (く)区民まつり
- (こ)交通安全協会(小松川・葛西・小
岩安協)
- (こ)子ども会
- (こ)コミュニティ

さ

- (さ)歳末たすけあい運動
- (し)資源回収
- (し)自主防災組織
- (し)私道整備助成
- (し)私道防犯灯助成事業
- (し)集団回収
- (し)ジュニアリーダー
- (す)スポーツ推進委員(旧 体育指
導委員)
- (せ)青少年育成地区委員会
- (せ)青少年委員
- (せ)善行者表彰・諏訪善行賞
- (そ)総合防災訓練

た

- (ち)地域サービス係
- (ち)地域スポーツ推進員(旧 コミュ
ニティ・スポーツ・リーダー)
- (ち)地域ミニデイサービス
- (ち)地縁団体・知縁団体
- (ち)地区会館
- (ち)町会・自治会支援金
- (ち)町会・自治会長と区長との懇談会
- (ち)町会・自治会役員表彰式
- (と)統計調査員の推薦
- (と)投票管理者と立会人の推薦
- (と)道路や橋の補修

な

- (に)日本赤十字社社資(会員)募集
- (に)日赤義援金・救援金
- (に)日赤奉仕団

は

- (は)パラスポアンバサダー
- (ひ)避難所運営協議会
- (ふ)ファミリーヘルス推進員
- (ふ)ブロック塀等撤去費助成
- (ほ)法人化(認可地縁団体)
- (ほ)防火防災協会(江戸川・小岩・葛
西消防署内)
- (ほ)防犯協会(小松川・葛西・小岩警
察署内)
- (ぼ)防災会議

ま

- (み)緑の募金
- (み)民生・児童委員

ら

- (れ)連合町会・自治会連合会

(あ)青い羽根募金(水難救済)

海で遭難した人々の救助活動にあたる全国のボランティア救助員の人々約50,000人を支援するための募金です。

明治22年に誕生した公益社団法人日本水難救済会が実施しています。

毎年「海の日」(7月第3月曜日)を中心に、7月から8月を募金活動強調月間としており、地域サービス係を通じて町会・自治会へ協力をお願いしています。寄せられた寄付金は、人命救助活動の尊い資金として運用されます。

(担当) 各地域サービス係および
地域振興課コミュニティ係 TEL03-5662-0515

(あ)明るい選挙推進委員の推薦

約500世帯以上の町会・自治会に、2年ごとに依頼します。各委員は、「江戸川区明るい選挙推進委員連絡会」を構成し、次の仕事をしています。

(仕事の内容)

- 選挙に関する啓発活動への協力
- 明るい選挙推進大会、研修会などへの参加
- 期日前投票の管理者、立会人

(担当) 選挙管理委員会事務局 TEL03-5662-2053

(か)街路灯・照明灯

道路や橋の街路灯・照明灯で故障したのを見つけたら、下記管理者へご連絡ください。また、私道にある防犯灯は町会・自治会、商店街灯は商店会の管理者へご連絡ください。

(担当)	区道	保全課電気設備係	TEL03-5662-1935
	都道	東京都第五建設事務所	TEL03-3692-4427
	国道	東京国道事務所品川出張所(湾岸道路)	TEL03-3799-6315
		東京国道事務所亀有出張所(上記以外)	TEL03-3600-5541

(か)環境をよくする地区協議会

『環境をよくする地区協議会』は、区内を6つの地区(小松川平井・中央・葛西・小岩・東部・鹿骨)に分けて設置されている地域の組織です。各地区内の町会・自治会、くすのきクラブ、子ども会や商店会などから選出されている『環境をよくする推進委員』(任期2年)によって構成されています。

『環境をよくする運動』は、昭和45年に『環境浄化運動』としてスタートし、区民と行政が一体となった取り組みにより、区内三大公害と呼ばれる「葛西ゴミ公害」「航空機騒音問題」「成田新幹線区内通過問題」を解決に導いてまいりました。その後、より快適な環境を守り育てる活動につなげるため、昭和59年に現在の名称に改められ、今日までその活動が『環境をよくする地区協議会』の活動として、継続・発展してきました。

一斉美化運動や絵画コンクールなど全区的な取組みのほか、「自分たちのまちは自分たちの手で」という合言葉のもと、各地区でそれぞれ特色のある様々な実践活動が繰り広げられています。

(担当) 環境課推進係 TEL03-5662-1991

(き)共同募金(赤い羽根)

社会福祉法人東京都共同募金会が実施している「赤い羽根」でおなじみの募金です。社会福祉の充実を目指して、昭和22年にスタートしました。募金運動は全国一斉に10月1日から12月31日まで行われ、地域サービス係を通じて町会・自治会へ協力をお願いしています。

(担当)各地域サービス係および
地域振興課コミュニティ係 TEL03-5662-0515

(く)くすのきクラブ

江戸川区在住の60歳以上の高齢者が、健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体です。現在、約200のクラブ(総会員数は約1万2千人)が、(1)教育の向上、(2)健康の保持、(3)レクリエーション、(4)ボランティア活動を4本柱として、地域で元気に楽しく活動しています。区では、一定の基準を満たしているクラブには、助成金を交付するなど支援を行っています。

(担当)福祉推進課生きがい係 TEL03-5662-0039

(く)区政功労者表彰(江戸川区表彰条例に基づく表彰)

長年にわたり、区政に貢献し、区民の生活と文化の向上に尽くされた方の功績をたたえ、一定の表彰基準に基づいて江戸川区が表彰する制度です。(昭和43年より)。

町会・自治会長、副会長だけでなく、くすのきクラブ会長、消防団(団長、副団長、分団長、団員)、民生・児童委員、保護司、商工業組合長など各分野の方々も対象になっています。

(担当)総務課総務係 TEL03-5662-6194

(く)区民運動会

地域住民の連帯意識の高揚を目的として行われる町会・自治会連合の区民運動会に対し、運動会の規模にあわせて助成しています。平成13年度より、補助額は総経費の2/3もしくは世帯数×120円の低い方を限度としています。

実施時期は5月(春)もしくは9~10月(秋)。20会場で実施されています。

(担当)各地域サービス係および
地域振興課コミュニティ係 TEL03-5662-0515

(く)区民まつり

区民まつりは、正式には「江戸川区民まつり」と呼びます。区内では、地域まつり・館まつり・サークルまつりなど、さまざまなおまつりが行われていますが、その集大成が「江戸川区民まつり」です。

区民まつりは、昭和53年10月にスタートし、現在まで実に40年以上続くを越えた江戸川区を代表する区内最大規模のおまつりです。

毎年10月の日曜日に開催され、会場は都立篠崎公園を使用します。テーマ別の広場で構成され、さまざまな催し物がところせましと行なわれています。

(担当)地域振興課コミュニティ係 TEL03-5662-0515

(こ)交通安全協会(小松川・葛西・小岩安協)

交通安全の啓発や事故防止を目的とした団体です。

地域の交通安全活動を推進し、住民の安全意識を高めるためのイベントや講習会を開催しています。江戸川区内には、小松川交通安全協会、葛西交通安全協会、小岩交通安全協会があります。

(担当) 小松川交通安全協会	TEL03-3674-2371
葛西交通安全協会	TEL03-3688-2580
小岩交通安全協会	TEL03-5612-5700

(こ)子ども会

子ども会は、子ども会員と育成指導にあたる大人(育成者)とで構成されます。江戸川区の子ども会は主に町会・自治会単位で結成され、地域に密着した健全育成活動を行なっていることが特色として挙げられます。

(担当)健全育成課青少年係 TEL03-5662-1629

(こ)コミュニティ

定められた地域での共同生活の中で、お互いの働きかけや共同性によって生み出される共通の価値意識をもつ共同体を「コミュニティ」と考えます。

この共通の価値意識をもった共同体が、

- ① 地域におこる諸問題の解決(まちの安全確保、青少年の育成など)
- ② 構成メンバーのより充実した生活(文化や趣味・スポーツなど)

のために努力することが「コミュニティ」の目標となります。

江戸川区では、町会・自治会活動やボランティア活動などが活発に行なわれ、助けあい協力しながら、「自分たちのまちは自分たちでよくする」という住民意識が育っています。また、定年などで地域に活動の場を移す区民が増えるとともに、趣味や関心などから結びついた新しい形のコミュニティも形成されつつあります。

(参考)全国的にコミュニティという言葉が使われ始めた昭和51年に区の広報紙では、コミュニティをあえて定義づけるとすれば、「良い環境と豊かな人間関係に支えられた地域社会」と表現しています。

(担当)地域振興課コミュニティ係 TEL03-5662-0515

(さ)歳末たすけあい運動

東京都共同募金会が主催している募金活動です。皆様から寄せられた募金は、区内にお住まいの、一定条件の障がい者の方や要介護認定を受けた高齢者の方々に、また民間の障害者福祉施設などを運営している団体を支援するなど、有効に活用しています。

区では、江戸川区社会福祉協議会が、毎年12月に町会・自治会、民生・児童委員等の協力をいただき募金活動を行っています。

(担当) 社会福祉協議会事務局 TEL03-5662-5557

(し)資源回収

行政(区)による資源の回収事業です。古紙(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック)・びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチックに分けて、清掃事務所と決めた場所(ごみ集積所)、決められた曜日の朝8時までに出すと、区が回収してリサイクルします。

古着・古布については、区が指定した場所、日時に持ち寄っていただいたものをリサイクルします。事業系の資源は有料になります。

地域住民団体がボランティアで行う資源の回収は「集団回収」といいます。

家庭から出る資源は、まず地域で行っている集団回収へお出してください。また、スーパーなどの店頭回収(区HPに掲載)や新聞販売店の回収などが利用できる場合は、そちらへお願いします。区の資源回収については、他へ出せない場合にご利用ください。

(担当)清掃課資源循環推進係 TEL03-5662-1689

(し)自主防災組織

自主防災組織とは、自分たちの町は自分たちで守る「共助」を目的として結成される、地域住民からなる地域住民のための組織です(町会・自治会又はマンション管理組合(町会・自治会に加入している団体を除く)を母体としています)。江戸川区内のほとんどの町会・自治会には自主防災組織が結成され、災害時の協力体制を整えています。江戸川区では自主防災組織に対して、結成時に防災資機材を助成しているほか、地域の防災訓練や講習会などに職員を派遣し、活動の支援を行っています。

(担当)地域防犯防災課防犯防災係 TEL03-5662-2129

(し)私道整備助成

土地所有者など全員の同意を得て、私道内の老朽化した舗装や下水道施設の改築工事をする場合に、一定の条件のもとで、工事費の一部を助成します。

助成の対象となるか確認しますので、事前にお問い合わせください。

(担当)保全課事業調整係 TEL03-5662-1930

(し)私道防犯灯助成事業

犯罪の発生を防止し、安全なまちづくりを目的として、私道における防犯灯の設置費、移設を伴う旧防犯灯の撤去費及び電気料金を助成しています。

対象は原則として、防犯灯を管理している町会・自治会です。

(担当) 保全課事業調整係 TEL03-5662-1930

(し)集団回収

家庭から出る古紙(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック)、アルミ缶、古着・古布などの資源を町会・自治会、子ども会、くすのきクラブ、PTAなどの地域住民団体が、その地域内の資源をボランティアで自主的に回収し、資源回収業者に引き渡すリサイクル活動です。団体と回収業者の民間契約で成り立つものですが、リサイクルの推進と地域コミュニティの育成になることから、区では積極的に支援しています。

集団回収団体の団体登録をすると以下の支援があります。

- ① 回収量1kgにつき6円の報奨金の支給(5月下旬、11月下旬の年2回)
- ② 回収補助用具や消耗品の支給(消耗品は新規団体のみ支給)
- ③ 集団回収に関する情報誌「集団回収ニュース」の送付

※ 区の資源回収(集積所)に出されている新聞やアルミ缶を集めることはできません。

※ 会社、事業所、商店などから出る事業系資源は集団回収には出せません。

※ 団体登録の手続きは、「Q&A」(19ページ)をご覧ください。

(担当)清掃課資源循環推進係 TEL03-5662-1689

(し)ジュニアリーダー

ジュニアリーダーは、子ども会の子もたちのリーダーとなるお兄さん・お姉さんの存在です。子どもたちにキャンプの楽しみ方やゲーム・ダンスを教えて楽しませたり、行事の企画を手伝ったりします。また、江戸川区子ども会連合会(子ども会の連合組織)の支部を単位にジュニアリーダークラブを組織し、子ども会・町会関係の行事や地域まつりのお手伝いなどを行っています。

(担当)健全育成課青少年係 TEL03-5662-1629

(す)スポーツ推進委員(旧 体育指導委員)

スポーツ基本法に基づき設置された区の非常勤公務員です。青少年育成地区委員会活動を中心に区民の健康・体力づくりを促進するとともに、地域スポーツを振興するための指導、助言を行っています。また、地域まつり、地区運動会、学校行事等にも積極的に従事しており、地域活動のコーディネーター役としての役割も担っています。青少年育成地区委員会の推薦を受けて、区が委嘱しています。(任期は2年間)

(担当)スポーツ振興課スポーツ係 TEL03-5662-1636

(せ)青少年育成地区委員会

戦後の社会的な混乱の中で増加した青少年の非行問題などに対応するため、昭和31年に江戸川区青少年問題協議会の下部組織として設立され、今日では心身ともに健全な青少年を育成することを目的に、地域住民を幅広く取り込んだ自主的な組織として活動しています。

現在区内に17の地区委員会があり、町会・自治会の推薦による委員を中心に活動しています。各地区の事務局は地域サービス係が担当しています。

(「Q&A」5ページ参照)

17地区委員会

青少年育成小松川平井地区委員会	青少年育成松江南地区委員会
青少年育成松江北地区委員会	青少年育成西小松川地区委員会
青少年育成一之江地区委員会	青少年育成小岩中部地区委員会
青少年育成北小岩地区委員会	青少年育成西小岩地区委員会
青少年育成南小岩地区委員会	青少年育成下小岩地区委員会
青少年育成鹿本地区委員会	青少年育成京葉地区委員会
青少年育成瑞江地区委員会	青少年育成篠崎地区委員会
青少年育成葛西地区委員会	青少年育成葛西第一地区委員会
青少年育成葛西第二地区委員会	

(担当)健全育成課青少年係 TEL03-5662-1629

(せ)青少年委員

青少年の健全育成のために実践活動を行う区の非常勤公務員です。青少年育成地区委員会の推薦を受けて、区が委嘱しています。任期は2年間です。

青少年育成地区委員会の中核としての活動のほか、子ども会等の育成活動への協力や実技指導を行っています。また、青少年委員会を組織して、区民まつりや花火大会など、各種行事やさまざまな地域活動にも協力しています。

(担当)健全育成課青少年係 TEL03-5662-1629

(せ)善行者表彰・諏訪善行賞

善行者表彰

人間愛の発露として善行を重ねてきた方、地域社会に善行を通して多大な影響を与えた方を、審査のうえ決定し顕彰するものです。

平成20年度に善行の困難度、地域社会への影響度を、より高めた基準として下記のとおり見直しました。

善行者表彰基準

1 公共生活への貢献

- (1)地域社会及び区民生活の健全な発展に多大な影響を与えた行為
- (2)人道上、真に他の模範となり、区民の善行意識の高揚に寄与した行為

2 事故防止又は人命救助

- (1)交通、水難、火災、犯罪等の事故防止に尽くした行為
- (2)交通、水難、火災、犯罪等に際し、人命救助に尽くした行為

推薦は随時にお受けしております。

諏訪善行賞・・・昭和49年、暴漢から区民を救うため自らの命を落とされた諏訪正人氏の勇気ある行為と人間愛を後世まで受け継ごうという目的で設置されたものです。

(担当)総務課総務係 TEL03-5662-6194

(そ)総合防災訓練

江戸川区では、災害に備え「江戸川区地域防災計画」により、総合的な災害対策を進めています。江戸川区総合防災訓練は、防災関係機関相互の連携強化、区民の防災意識の高揚を目的として実施しています。例年多数の機関、協力団体が参加して実施しています。

(担当)地域防犯防災課防犯防災係 TEL03-5662-2129

(ち)地域サービス係

昭和48年12月各事務所(区民課は昭和50年4月、鹿骨は同53年4月)に自治係を置きました。平成17年4月から地域サービス係となっております。主な地域活動に関する仕事の内容は次のとおり。

- ① 広報及び広聴に関すること
- ② 区政相談に関すること
- ③ 青少年育成地区委員会に関すること
- ④ 自治会地区連合会及び各種団体の連絡調整に関すること
- ⑤ 環境をよくする地区活動の推進に関すること
- ⑥ 青年対策及び地域活動の推進に関すること
- ⑦ 小災害見舞金品の支給に関すること
- ⑧ 土木施設に係る相談及び連絡に関すること
- ⑨ リサイクルの地区活動に関すること

(ち)地域スポーツ推進員(旧 コミュニティ・スポーツ・リーダー)

区民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動の振興・普及及び区民の体力維持・増進を目的とし、2年を登録期間として活動しています。サークルからの指導要請に応じたり、スポーツ指定開放校で指導にあたっています。

また、スポーツ推進委員、スポーツインストラクターとスポーツ連絡協議会を各地区に設置し、中高年スポーツ教室の企画・運営を行うとともに、地域のイベントや区主催行事、各種スポーツ行事にも参画しています。

(担当)スポーツ振興課スポーツ係 TEL03-5662-1636

(ち)地域ミニデイサービス

家に閉じこもりがちな高齢者の方が、身近な地域で楽しい時間を過ごしていただける様、ファミリーヘルス推進員などの地域ボランティアが、町会・自治会のご協力を得て民生・児童委員などとともに、ミニデイサービスを運営しています。町会会館などで月1回～2回お茶を飲みながらおしゃべりしたり、歌、手芸、体操などを行っています。

(担当)各健康サポートセンター

(ち)地縁団体・知縁団体

「地縁による団体」とは、一定の地域内に住所を有する者で組織された団体のことを呼んでいます。町会・自治会のように、地域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体が、「地縁団体」の代表的な例としてあげられます。

江戸川区では、令和7年4月1日現在、273の町会・自治会が「地縁に基づいた」さまざまな活動により、地域の中心的な存在であり続けています。

これに対し、地縁ではなくボランティアや趣味、スポーツの団体など、共通の趣味、目的などに基づいて活動している団体を「知縁団体」と呼んで、「地縁団体」とは区別しています。

今後は、「地縁団体」が中心となって「知縁団体」と協働していくことが理想的な地域社会の姿ではないでしょうか。

(担当)地域振興課コミュニティ係 TEL03-5662-0515

(ち)地区会館

地域住民の福祉の増進やコミュニティ活動に寄与するため、また、区民施設の補完施設として、昭和44年6月に「江戸川区立地区会館条例」を制定し、設置されました。現在区内全域に設置され、区民の方々に利用されています。江戸川区公式ホームページに一覧が掲載されています。

(担当)地域振興課コミュニティ係 TEL03-5662-0515

(ち)町会・自治会支援金

活発な地域活動を推進するために、1世帯あたり800円を支援しています。区刊行物の配付及び回覧、安全・安心まちづくりに関する活動、地域振興に関する活動をお願いしています。

(担当)地域振興課コミュニティ係 TEL03-5662-0515

(ち)町会・自治会長と区長との懇談会

毎年7月に区民課や各事務所単位(地域別)で開催されます。江戸川区政の現状、未来への課題のほか、それぞれの地域事情をテーマにした情報提供の場です。区の幹部職員も加わり、なごやかな雰囲気の中、区政や地域の話などが交換され、共育・協働の気持ちが一段と高まる交流がもたれています。昭和56年7月スタート。

(担当)各地域サービス係および
地域振興課コミュニティ係 TEL03-5662-0515

(ち)町会・自治会役員表彰式

長年、地域で活躍する町会・自治会の役員のみなさんを表彰するものです。昭和40年スタート。毎年10月中旬頃に町会・自治会長あてに推薦依頼を行い、11月中旬までに推薦いただいています。

- <受賞部門> 長期会長(町会・自治会長として10年以上勤続)
 退任会長(町会・自治会長として3年以上勤め退任する方)
 退任役員(町会・自治会役員として10年以上勤め退任する方)
 現役30年(町会・自治会役員として30年以上勤続)
 ※平成15年に新設
 現役20年(町会・自治会役員として20年以上勤続)
 ※平成8年に新設
 現役10年(町会・自治会役員として10年以上勤続)
 現役5年(町会・自治会役員として5年以上勤続)

なお、推薦していただくのは、退任役員・現役30年・現役20年・現役10年・現役5年の5部門です。

(担当)地域振興課コミュニティ係 TEL03-5662-0515

(と)統計調査員の推薦

国勢調査は5年ごとに10月1日現在の人口・世帯数の実態を調査し、各種行政施策の基礎資料とするものです。町会・自治会より調査員を推薦していただいています。

(担当)地域振興課統計係 TEL03-5662-6169

(と)投票管理者と立会人の推薦

各投票区内において、規模の大きい町会・自治会(投票区ごとに1~4町会・自治会)に選出していただいています。

原則4年ごとに依頼します。

(仕事の内容)

- ①投票管理者・・・投票事務全般の管理
- ②投票立会人・・・投票事務全般の立会い

(担当) 選挙管理委員会事務局 TEL03-5662-5553

(と)道路や橋の補修

道路や橋の補修は下記にご連絡ください。

区道…保全課保全サービス係	TEL03-5662-1945
都道…東京都第五建設事務所	TEL03-3692-4651
国道…東京国道工事事務所亀有出張所	TEL03-3600-5541

(に)日本赤十字社社資(会員)募集

日本赤十字社が実施している募金活動で、毎年5月を赤十字月間としています。4月下旬に町会・自治会へ各戸配付用の資料などを地域サービス係を通じて配付します。災害救護活動や血液事業などの日本赤十字社の活動は、皆様から寄せられた寄付金によって支えられています。

(担当)各地域サービス係および
地域振興課コミュニティ係 TEL03-5662-0515

(に)日赤義援金・救援金

大規模な災害が発生した場合に、日本赤十字社が義援金を受け付けます。江戸川区では、日本赤十字社により開設される振込口座のご案内をしています。皆様からの義援金は、被災者の方々のために役立てられます。海外救援金についても同様です。

(担当)各地域サービス係および
地域振興課コミュニティ係 TEL03-5662-0515

(に)日赤奉仕団

赤十字の博愛人道の精神に基づき、明るい住みよい社会を築きあげていくために、災害救護、保健衛生等に関する各種事業への奉仕をしています。江戸川区赤十字奉仕団は昭和25年8月に設立され、江戸川区長が委員長をつとめ、現在12分団(小松川、松江南、松江北、西小松川、一之江、北小岩、西小岩、中小岩、下小岩、瑞江、篠崎、鹿骨)が活動しています。

(担当)各地域サービス係および
地域振興課コミュニティ係 TEL03-5662-0515

(は) パラスポアンバサダー

公益財団法人日本パラスポーツ協会公認の「パラスポーツ指導者」の有資格者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有する方などで構成されています。障害者のスポーツ指導に関わる専門知識を活かしながら、様々なスポーツ教室、大会等の運営・指導に携わり、スポーツをしたいという障害者の思いに応える支援を行うとともに、地域イベントの運営補助としても活躍しています。

(担当) スポーツ振興課パラスポーツ係 TEL03-5662-1523

(ひ) 避難所運営協議会

避難所の開設・運営を円滑に行うため、各避難所の対象町会・自治会、学校教職員、PTA、避難所開設運営職員等で構成され、平常時から避難所運営のルール作りや訓練を行う組織です。災害時には避難所運営本部を立ち上げ、避難所に必要な活動を実施します。

(担当) 地域防犯防災課防犯防災係 TEL03-5662-2129

(ふ) ファミリーヘルス推進員

地域における健康づくりを進めるため、町会・自治会からの推薦により区が委嘱する制度です。地域での健康講座の開催、健康ウォーキングの普及、広報誌の発行、健康ボランティア活動、地域まつり等での健康PR、フレイル予防(虚弱)等を通じ、健康サポートセンターや町会・自治会と連携を図りながら「健康づくりリーダー」として活躍しています。昭和61年度よりスタートし、現在約300名の推進員が地域の方々と活動しています。

(担当) 各健康サポートセンター

(ふ) ブロック塀等撤去費助成

ブロック塀、レンガ塀、石塀、その他これらに類する塀の地震の揺れによる倒壊被害を防止するためにブロック塀を撤去する方に対して、その費用の一部を助成します。

(担当) 保全課事業調整係 TEL03-5662-1930

(ほ)法人化(認可地縁団体)

この制度は、不動産を保有又は保有を予定している町会・自治会が法人格を取得し、町会・自治会名義での不動産登記等を可能にする趣旨で創設された制度です。

したがって、これまでは不動産の保有又は保有の予定がない場合は申請することが出来ませんでした。しかし、令和3年11月26日の地方自治法の改正により、地域的な共同活動を円滑に行うためであれば、不動産の保有又は保有の予定に関わらず法人格を取得することが可能になりました。

法人化についてのご相談は地域振興課コミュニティ係までご連絡ください。

(担当)地域振興課コミュニティ係 TEL03-5662-0515

(ほ)防火防災協会(江戸川・小岩・葛西消防署内)

活動内容は防火パトロール、回覧ポスターの配付、自主訓練などです。地域の防火・防災活動、普及活動の中心的な役割を担う組織です。

(担当)	江戸川消防署警防課地域防災担当	TEL03-3656-0119
	小岩消防署警防課地域防災担当	TEL03-3677-0119
	葛西消防署警防課地域防災担当	TEL03-3689-0119

(ほ)防犯協会(小松川・葛西・小岩警察署内)

防犯協会は、区内三警察署の管轄ごとに、町会・自治会などの地域団体を中心に構成された組織です。協会事務局は各警察署内にあり、警察との連携により、主に地域の防犯意識の向上を図るための活動を行っています。また、各地域団体の防犯活動を支援する役割も担っています。

(担当)	小松川防犯協会(小松川警察署防犯係)	TEL03-3674-1379
	葛西防犯協会(葛西警察署防犯係)	TEL03-3687-0110
	小岩防犯協会(小岩警察署防犯係)	TEL03-3671-0110

(ほ)防災会議

防災会議とは、災害対策基本法に基づき設置している機関です。

災害時における区民の安全確保を目的に、地域防災計画の策定や総合防災訓練の実施計画を定めています。

区長を会長に、江戸川区の区域に係るあらゆる防災関係機関、区議会議員の代表者、連合町会長等により構成されています。

(担当)防災危機管理課計画係 TEL03-5662-1992

(み)緑の募金

東京緑化推進委員会の事業です。強化月間は、3月～5月(春)と9月～10月(秋)。地域サービス係を通じて、町会・自治会へ協力をお願いしています。皆様から寄せられた寄付金は、地域緑化の推進や森林の整備、普及啓発等に使われます。

(担当)各地域サービス係および
地域振興課コミュニティ係 Tel03-5662-0515

(み)民生・児童委員

町会・自治会長の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱を受けた444名(定数)の方が活動しています。

ひとり暮らしの不安、介護について困ったこと、子育ての不安など区民の皆さまの生活上のお困りごとの相談に応じ、皆さまの立場に立って一緒に考え、関係機関などへおつなぎしています。

民生・児童委員としての活動を通して知りえた情報に関しては、守秘義務があります。任期は3年で、推薦時期になりますと、対象の町会・自治会長あてに依頼し、適任者の推薦をお願いしています。

【現在の任期】

令和7年12月1日～令和10年11月30日

(担当)福祉推進課庶務係 Tel03-5662-5026

(れ) 連合町会・自治会連合会

区内には現在8の連合町会・自治会連合会があります。
連合町会・自治会連合会は、安全・安心まちづくり運動や違法駐車問題など地域の諸問題の解決、地域まつり・新年会の開催など、単一町会・自治会ではできない広範囲にわたる事業を行っています。

現在、多くの町会・自治会が地域の連合町会・自治会連合会に加入し、町会・自治会長は総会・定例会議等に出席され、地域の事業・課題等について話し合い(情報交換)を行います。さらに、8地区の連合町会・自治会連合会の会長で組織する、江戸川区連合町会連絡協議会は、地域間の情報交換や区政情報の収集などの役割を担っています。

連合町会・自治会連合会名
小松川平井地区連合町会
松江地区連合町会
一之江地区町会連合会
葛西地区自治会連合会
小岩自治会連合会
瑞江地区連合町会
篠崎地区連合町会
鹿骨地区自治会連合会

(担当)地域振興課コミュニティ係 TEL03-5662-0515